◇**消費者安全法施行令**（政令第二二〇号）（内閣府本府）

1　消費者事故等に該当することとなる要件

㈠　消費者事故等に該当することとなる被害の程度は、死亡、負傷又は疾病であってこれらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）等とすることとした。（第一条関係）

㈡　商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件は、法令の規定に基づく生命又は身体の安全確保に関する基準に適合していなかったこと等とすることとした。（第二条関係）

㈢　消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為は、商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること、契約の締結の勧誘に際して又は解除等を妨げるため不実のことを告げること等とすることとした。（第三条関係）

2　重大事故等に該当することとなる要件（第四条及び第五条関係）

重大事故等に該当することとなる要件は、死亡、負傷又は疾病であってこれらの治療に要する期間が三〇日以上であるもの、商品等又は役務の使用等において消費者の生命若しくは身体に著しい危険が生じたこと等とすることとした。

3　都道府県及び市町村が設置する消費生活センターの基準（第六条及び第七条関係）

都道府県及び市町村が設置する消費生活センターの基準は、苦情に係る相談に応じること、苦情の処理のためのあっせんを行うこと等の事務を一週間につき四日以上行うことができるものとすることとした。

4　消費者庁長官に委任されない権限（第八条関係）

法第六条第一項の基本方針の策定、法第一七条第二項の命令等の権限は、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任しないこととした。

5　都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる事務等（第九条関係）

㈠　消費者庁長官は、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長（以下「知事等」という。）が事業者に対する報告徴求、立入調査等の事務を行うこととする場合には、知事等が行うこととする事務の内容を明らかにして、あらかじめ、知事等の同意を求めなければならないものとすることとした。

㈡　知事等は、㈠の事務を行ったときは、消費者庁長官に対し、その内容等を報告するものとすることとした。

㈢　消費者庁長官は、㈠の事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとすることとした。

6　この政令は、消費者安全法の施行の日（平成二一年九月一日）から施行することとした。

政　令

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百四号

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和三十四年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二年」を「一年」に改め、同条第八号中「第三号から第六号まで」を「第五号から第八号まで」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「四年」を「二年」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（二年を超え四年以下の期間に限る。以下この号において同じ。）以上在職することにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあつたもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあつた期間条例で定める期間以上

第一条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「四年」を「二年」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の常備部（消防団の組織のうち、火災の警戒及び鎮圧のため常時消防署に準ずる態勢をとるものをいう。次条第一項第三号において同じ。）の長の職又は消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上とみなされる職にあつたもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあつた期間四年以上

第一条第一号の次に次の一号を加える。

二　消防職員として消防事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他消防本部、消防署、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（一年を超え二年以下の期間に限る。以下この号において同じ。）以上在職することにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあつたもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあつた期間条例で定める期間以上

第二条第一項第三号中「（消防団の組織のうち、火災の警戒及び鎮圧のため常時消防署に準ずる態勢をとるものをいう。）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　佐藤　勉

内閣総理大臣　麻生　太郎